

(暫定協定第9条関連)
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

料金の額

添付の「本州四国連絡道路の料金」については以下の読替を行うものとする。

読 替 対 象	読 替
「本州四国連絡橋公団」	「本州四国連絡高速道路株式会社」
「日本道路公団」	「東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社」
「首都高速道路公団」	「首都高速道路株式会社」
「阪神高速道路公団」	「阪神高速道路株式会社」
「本州四国連絡道路」	「本州四国連絡高速道路」
「本州四国連絡道路企画割引」	「本州四国連絡高速道路企画割引」
「本州四国連絡橋公団総裁」	「本州四国連絡高速道路株式会社社長」

本州四国連絡道路の料金

1 路線名及び料金の徴収区間

路線名	料金の徴収区間
一般国道28号	兵庫県神戸市西区見津が丘4丁目（神戸西インターチェンジ）から徳島県鳴門市撫養町木津字原山（鳴門インターチェンジ）まで
一般国道30号	岡山県都窪郡早島町大字早島字唐戸（早島インターチェンジ）から香川県坂出市川津町字中原（坂出インターチェンジ）まで
一般国道317号	愛媛県今治市矢田字大出口（今治インターチェンジ）から広島県尾道市高須町字オケ久保（西瀬戸尾道インターチェンジ）まで

2 料金の額

(1) 料金の額

料金の額は、別表1に掲げる自動車等の種類に応じ、別表2及び別表3のとおりとする。

(2) 通行止めに伴う料金調整

本州四国連絡道路の料金の額のうち、通行止めによって本州四国連絡道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となるインターチェンジで途中流出を行い、当該迂回経路の終点となるインターチェンジから流入して再び本州四国連絡道路を順方向に走行した自動車に証明書を提出した場合の料金の額については、別表2(1)、同表2(2)及び同表2(3)並びに別表3に掲げる再流入後の区間の料金の額から以下の額を控除したものとす。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
調整額	100円	150円	150円	200円	350円

(注) 本表において、「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別表1の車種区分をいう。

(3) 料金の割引

イ 大口・多頻度割引

(イ) 割引をする自動車

日本道路公団との契約に基づいて日本道路公団に届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして日本道路公団から貸与されたETCカード（当該契約に基づいて貸与を受けたETCカードに限る。）を使用して本州四国連絡道路の広島県尾道市山波町字大山沖から同市高須町字有江西側までの区間を除く全区間の通行料金の納付を行おうとする者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

(ロ) 割引率

(イ)に定める区間を通行する利用者の自動車1台ごとの月間利用額（1万円未満を除く。）に対し、割引率は30パーセント以内とする。

ロ 回数券割引

軽車両等について回数券の発行による料金の割引率は、20パーセント以内とする。ただし、自転車については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条、第82条の2及び第83条に規定する学校並びにその他の学校で本州四国連絡橋公団が指定するものに在学する者が通学のため通行する場合にあっては、50パーセント以内とする。

八 特定車割引

- (イ) 香川県坂出市櫃石、同市岩黒又は同市与島町に住居等を有する者が使用すると認められる自動車で本州四国連絡橋公団が指定するものが、本州四国連絡橋公団が指定する方法により、櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路及び与島管理用出入路若しくは与島パーキングエリアの相互区間、櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から児島インターチェンジまでの区間又は櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から坂出北インターチェンジまでの区間を通行する場合の料金の割引率は、30パーセント以内とする。
- (ロ) 愛媛県今治市馬島に住居等を有する者が使用すると認められる自動車等で本州四国連絡橋公団が指定するものが、本州四国連絡橋公団が指定する方法により、馬島管理用出入路から今治北インターチェンジまでの区間又は馬島管理用出入路から大島南インターチェンジまでの区間を通行する場合の料金の割引率は、30パーセント以内とする。

二 プリペイドカード（磁気式前払券）割引

イの（イ）に定める区間を通行する自動車のうち、プリペイドカード（磁気式前払券をいう。以下同じ。）を利用するものについては、その割引率を5パーセント以内とする。

ホ 障害者割引

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、事前に本割引適用のための必要な身体障害者手帳又は療育手帳への必要事項の記載の手続きがなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載された以下の自動車については、現金、プリペイドカード又はクレジットカード（ETCカード（有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号）第2条第2項の規定に基づき日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団が公告したETCシステム利用規程（平成16年1月20日）第2条第1号に規定するETCカードのうち、本州四国連絡橋公団との契約に基づきETCカードを発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）で徴収する料金の割引率を50パーセント以内とする。

また、ETCシステム（有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号）第1条に規定する有料道路自動料金收受システムをいう。以下同じ。）の整備がなされている料金所においては、上記の手続きとあわせてETCカードと車載器（同規程同条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する自動車のうち、本割引措置適用のために事前に登録された、対象障害者本人名義のETCカード（対象障害者1人につき1枚に限り、対象障害者が未成年で本人以外の者の運転による割引の適用を受け、かつ本人の運転による割引の適用を受けない場合は、その親権者又は後見人名義のETCカードを含む。）及び車載器を使用する以下の自動車については、無線通信により徴収する料金の割引率を50パーセント以内とする。

ただし、割引後の料金の額は、広島県尾道市山波町字大山沖から同市高須町字有江西側までの区間に係るものにあつては、最小単位を10円とし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げ10円とし、その他の区間に係るものにあつては、最小単位を50円とし、50円未満の端数が生じたときは、これを切り上げ50円とする。

- (イ) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身

体障害者手帳の交付を受けている者（15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害者」という。）が、自ら運転する乗用自動車（自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載されているもので、乗車定員10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）貨物自動車（自動車検査証の「用途」欄に貨物と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。以下障害者割引において同じ。）特種用途自動車（自動車検査証の「用途」欄に特種と記載されているものうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）又は二輪自動車（総排気量が125ccを超えるもの。以下障害者割引において同じ。）で、当該身体障害者又はその親族等（配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。以下同じ。）が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。身体障害者1人につき1台に限る。）ただし、営業用の自動車（割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に事業用と記載されているもの又は外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。以下同じ。）を除く。

- (ロ) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15才未満の者）のうち、下表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級をいう。）に該当する障害を有する者及び同表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準ずる者、又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三の1(1)に規定する「重度」に該当する者（以下「重度障害者」という。）が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。）又はこれらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。）を除く。

障 害 の 区 分		障 害 の 程 度	
視 覚 障 害 聴 覚 障 害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1 2 級及び 3 級	
肢 体 不 自 由	上 肢 不 自 由 下 肢 不 自 由 体 幹 不 自 由	1 級、 2 級の 1 及び 2 級の 2 1 級、 2 級及び 3 級の 1 1 級から 3 級までの各級	
	乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能 障害	1 級及び 2 級（一上肢のみに運動機能 障害がある場合を除く。）
		移動機能 障害	1 級から 3 級までの各級（一下肢のみに運動 機能障害がある場合を除く。）
内 部 障 害	心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう又は直腸の機能障害 小腸機能障害 ヒ免疫不全ウイルスによる免疫機能 障害	1 級から 4 級までの各級 1 級から 4 級までの各級 1 級から 4 級までの各級 1 級から 3 級までの各級 1 級から 4 級までの各級 1 級から 4 級までの各級	

へ ETC 前納割引

(イ) 割引を適用する自動車

イの(イ)に定める区間において、ETCカード(本州四国連絡橋公団が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための本州四国連絡橋公団への登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の全自動車。

(ロ) 割引率

前払された料金の割引率は、14パーセント以内とする。

ト 路線バス割引

大口・多頻度割引の適用を受ける路線バス(道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の規定により許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。ただし、定期観光バスを除く。以下同じ。)で、イ(イ)に定める区間を通行し、1の路線名及び料金の徴収区間に定める区間ごとに設置されたバス停留所の概ね80パーセント以上に停車するものについての料金の割引率は、30パーセント以内とする。

ただし、路線バスでイ(イ)に定める区間のうち櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路及び与島管理用出入路若しくは与島パーキングエリアの相互区間、櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から児島インターチェンジまでの区間又は櫃石島管理用出入路、岩黒島管理用出入路若しくは与島管理用出入路から坂出北インターチェンジまでの区間を本州四国連絡橋公団が指定する方法により通行し、1の路線名及び料金の徴収区間に定める区間ごとに設置されたバス停留所の概ね80パーセント以上に停車するものについての料金の割引率は、30パーセント以内とする。

チ マイレージ割引

(イ) 割引をする自動車

本州四国連絡橋公団との契約に基づきETCカードを発行する者から貸与を受けたETCカード(本州四国連絡橋公団が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための本州四国連絡橋公団への登録がなされている場合に限る。)を使用してイの(イ)に定める区間の通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステ

ムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

(ロ) 割引率

ポイントの付与

イの(イ)に定める区間の料金の額50円ごとに1ポイントを付与するものとする。

ポイントによる割引

本州四国連絡橋公団が別に定める期間内にカードごとに付与されたポイントの累計数に応じて次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額(無料通行分)
100ポイント	200円分
200ポイント	500円分
600ポイント	2,500円分
1,000ポイント	8,000円分

弾力的なポイントの付与及び割引

及び に定めるほか、社会政策又は営業政策上の観点から弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を行う場合には、事前に届け出るものとする。

リ 本州四国連絡道路企画割引

(イ) 割引をする自動車

本割引が適用される区間の一部または全部を周遊する又は往復する目的でイの(イ)に定める区間を通行する自動車

(ロ) 割引率

割引率は50パーセント以内とし、企画割引毎に適宜設定する。

(ハ) 実施期間

実施期間は企画割引毎に適宜設定する。

(ニ) 適用区間

適用区間については、地域の振興、利用者の利便性、又は利用増進に資するものとし、企画割引毎に適宜設定する。

(ホ) 事前の届け出

個々の企画割引毎に上記(イ)から(ニ)までの内容について、事前に届け出るものとする。

ヌ 割引相互間の適用関係

(イ) 障害者割引を受ける自動車に、プリペイドカード(磁気式前払券)割引、ETC前納割引又はマイレージ割引が重複して適用される場合は、障害者割引を適用した後の金額に対してこれらの割引を適用する。

(ロ) 大口・多頻度割引を受ける自動車に、路線バス割引が重複して適用される場合は、路線バス割引を適用した後の金額に対して大口・多頻度割引を適用する。

3 特別の措置

2の(3)のイの(イ)に定める区間に係る2の料金の額(軽車両等に係るものを除く。)については、本州四国連絡橋公団総裁が別に定める日から当分の間(以下「特別措置期間」という。)は、次のとおり特別の措置をする。

(1) 料金の額

特別措置期間における料金の額に対する 2 の (1) の適用については、「別表 2 及び別表 3」とあるのは「別表 4 及び別表 5」とする。

(2) 通行止めに伴う料金調整

特別措置期間における通行止めに伴う料金調整に係る 2 の (2) の適用については、「別表 2 (1)、同表 2 (2) 及び同表 2 (3) 並びに別表 3」とあるのは「別表 4 及び別表 5」と、

「

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
調整額	100円	150円	150円	200円	350円

」

とあるのは

「

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
調整額	100円	100円	100円	150円	250円

」

とする。

(3) 料金の割引

イ 大口・多頻度割引

特別措置期間における大口・多頻度割引に対する 2 の (3) のイの適用については、(ロ) の「30パーセント以内」とあるのは、

「

月間利用額	割引率
1万円を超え、5万円までの部分	6.25パーセント
5万円を超える部分	12.50パーセント

」

とする。

ロ 特定車割引

特別措置期間における特定車割引に対する 2 の (3) のロの適用については、「30パーセント以内」とあるのは「25パーセント以内」とする。

ハ ETC 特別割引

ETC車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車(2の(3)のイの(イ)に定める自動車を除く。)に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)についての料金の割引率は、それぞれ1回の通行につき、5.5パーセントとし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て1円単位とする。

ニ 割引相互間の適用関係

特別措置期間における割引相互間の適用関係に係る 2 の (3) のヌの適用については、

「

(イ) 障害者割引を受ける自動車に、プリペイドカード(磁気式前払券)割引、ETC

前納割引又はマイレージ割引が重複して適用される場合は、障害者割引を適用した後の金額に対してこれらの割引を適用する。

(ロ)大口・多頻度割引を受ける自動車に、路線バス割引が重複して適用される場合は、路線バス割引を適用した後の金額に対して大口・多頻度割引を適用する。

とあるのは、

(イ)障害者割引を受ける自動車に、プリペイドカード(磁気式前払券)割引、ETC前納割引、マイレージ割引又はETC特別割引が重複して適用される場合は、障害者割引を適用した後の金額に対してこれらの割引を適用する。

(ロ)ETC特別割引を受ける自動車に、ETC前納割引又はマイレージ割引が重複して適用される場合は、ETC特別割引を適用した後の金額(障害者割引を受ける自動車がETC特別割引を重複して受ける場合には、障害者割引を適用した後の金額にETC特別割引を適用した後の金額をいう。)に対してETC前納割引又はマイレージ割引を適用する。

(ハ)大口・多頻度割引を受ける自動車に、路線バス割引が重複して適用される場合は、路線バス割引を適用した後の金額に対して大口・多頻度割引を適用する。

とする。

4 料金の徴収期間

料金の徴収期間については、今後の本州四国連絡橋公団の民営化の動向も踏まえて改めて検討するものとするが、当面の料金の徴収期間については、本州四国連絡橋公団の有利子負債の償還期間を平成57年度までとするとともに、これに国及び地方公共団体から出資される資本金の償還期間(有利子負債償還満了後47年間)を加えた期間とする。

5 実施時期

この申請事項は平成17年6月1日から実施する。

別表1 自動車等の種類

車種区分	自動車等の種類	摘要
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車をいう。
	ロ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車をいう。
	ハ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）であるものをいう。
普通車	ニ 小型自動車 （小型二輪自動車を除く。）	法第3条に規定する小型自動車（ハに該当するものを除く。）をいし、専ら人を運搬する構造のものにあつては、乗車定員が10人以下のものをいう。
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、専ら人を運搬する構造のものうち、乗車定員が10人以下のものをいう。
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イ又はロに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引車両の車軸数が1のものをいう。
中型車	ト 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので3車軸以下のもの）	法第3条に規定する普通自動車で、専ら貨物を運搬する構造のもの（以下「普通貨物自動車」という。）のうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので車軸数の合計が3以下のもの（チ又はリに該当するものを除く。）又は被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタで車軸数の合計が2のものをいう。
	チ 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの）	法第3条に規定する普通自動車で、専ら人を運搬する構造のもの（乗車定員10人以下のものを除く。以下「乗合型自動車」という。）のうち、乗車定員が29人以下のもので車両総重量8トン未満のものをいう。
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イ又はロに該当するけん引自動車と2車軸以上の被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と1車軸の被けん引自動車との連結車両をいう
大型車	ヌ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので3車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下のもので4車軸のもの）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので車軸数の合計が3以下のもの（トに該当するものを除く。）及び車両総重量が車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第1号から第5号まで（第2号イを除く。）に定める限度以下で車軸数の合計が4のもの（ヲに該当するものを除く。）並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタで車軸数の合計が3のものをいう。
	ル 乗合型自動車 （路線を定めて定期に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもので、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定による許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る路線を定期に運行するもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貨物旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号の規定による許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの並びに車両総重量8トン以上のもので、乗車定員が29人以下のもので車両の長さ9メートル未満のものをいう。
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と2車軸以上の被けん引自動車との連結車両、ト又はチに該当するけん引自動車と1車軸の被けん引自動車との連結車両及びヌ又はルに該当する2車軸のけん引自動車と1車軸の被けん引自動車との連結車両をいう。
特大車	ワ 普通貨物自動車 （4車軸以上のもの）	普通貨物自動車で車軸数の合計が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）をいう。
	カ 大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車でポール・トレーラ以外のものをいう。
	ヨ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）をいう。
	タ 連結車両 （その他）	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）をいう。
軽車両等	レ 自転車	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第11号の2に掲げる自転車をいう。
	ソ 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両をいう。
	ツ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。

(2) 瀬戸中央自動車道(早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間)
(軽自動車等)

4,600	4,500	2,400	700	350	早 島
4,300	4,200	2,100	450	水 島	450
3,950	3,900	1,750	児 島	550	900
2,200	2,100	与島 P	2,200	2,650	3,000
	坂 出 北	2,650	4,850	5,300	5,600
坂 出		2,750	4,950	5,400	5,700

(普通車)

(中型車)

6,850	6,750	3,600	1,100	550	早 島
6,450	6,350	3,150	700	水 島	750
5,950	5,800	2,650	児 島	950	1,500
3,300	3,150	与島 P	3,650	4,350	4,900
	坂 出 北	4,350	8,000	8,700	9,250
坂 出		4,500	8,150	8,900	9,450

(大型車)

(特大車)

16,900	16,600	8,700	2,500	1,300	早 島
15,950	15,650	7,800	1,550	水 島	
14,750	14,450	6,600	児 島		
8,150	7,850	与島 P			
	坂 出 北				
坂 出					

(軽車両等)

区間	来島海峡 第三大橋	来島海峡第一・ 第二大橋	伯方・ 大島大橋	大三島橋	多々羅 大橋	生口橋	因島大橋
料金の額	100	100	50	50	100	50	50

(4) 西瀬戸自動車道(広島県尾道市山波町字大山沖・同市高須町字有江西側間)

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金の額	50	150	150	250	580

ただし、上表に掲げる料金の額は、西瀬戸自動車道のうち尾道市高須町字有江西側から同市山波町字大山沖までの区間の通行について本州四国連絡橋公団が当該自動車から徴収する料金の額と尾道大橋有料道路のうち尾道市山波町字大山沖から同市向東町字蔵本谷奥までの区間の通行について広島県道路公社が当該自動車から徴収する料金の額との合算額とする。

なお、当該合算額にかかる通行区間において広島県道路公社が発行する回数券(尾道市向東町字蔵本谷奥から同市尾崎本町までの区間において軽自動車等、普通車及び中型車について通勤及び通学のため通行すると認められる場合に割引が適用される回数券を除く)を使用して通行する当該自動車から料金を徴収する場合には、当該回数券の発行による割引後の料金の額を徴収する。

(注1)「軽車両等」については、来島海峡第三大橋(愛媛県今治市砂場町二丁目地先から同市馬島まで)、来島海峡第一・第二大橋(愛媛県今治市馬島から同県越智郡吉海町大字椋名まで)、伯方・大島大橋(愛媛県越智郡宮窪町大字宮窪から同郡伯方町大字有津まで)、大三島橋(愛媛県越智郡伯方町大字瀬ノ奥から同郡上浦町大字瀬戸まで)、多々羅大橋(愛媛県越智郡上浦町大字井口から広島県豊田郡瀬戸田町大字垂水まで)、生口橋(広島県因島市洲江町字白馬口から同市田熊町字西浦まで)及び因島大橋(広島県因島市大浜町字大立場から同県御調郡向島町立花字天下まで)を料金の徴収区間とする。

(注2)神戸西とは兵庫県神戸市西区見津が丘4丁目に、布施畑とは同区伊川谷町布施畑字西山ノ谷に、垂水とは同市垂水区名谷町字入野に、淡路とは同県津名郡淡路町岩屋字塩坪に、東浦とは同郡東浦町浦字西山田原に、北淡とは同郡北淡町育波字股谷に、津名一宮とは同郡津名町中田字油天に、洲本とは同県洲本市納字岸川に、西淡三原とは同県三原郡西淡町字京面に、淡路島南とは同町阿那賀字柿力原に、鳴門北とは徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛に、鳴門とは同市撫養町木津字原山に、早島とは岡山県都窪郡早島町大字早島字唐戸に、水島とは同県倉敷市福江字番之木に、児島とは同市児島阿津3丁目に、坂出北とは香川県坂出市常盤町二丁目に、坂出とは同市川津町字中原に、今治とは愛媛県今治市矢田字大出口に、今治北とは同市高部字柳ヶ内に、大島南とは同県越智郡吉海町大字名に、大島北とは同郡宮窪町大字宮窪に、伯方島とは同郡伯方町大字叶浦に、大三島とは同郡上浦町大字甘崎に、生口島南とは広島県豊田郡瀬戸田町大字萩に、生口島北とは同県因島市洲江町大字大高下に、因島南とは同市田熊町字崎西浦に、因島北とは同市重井町字友貞に、向島とは同県御調郡向島町字黄幡谷に、西瀬戸尾道とは同県尾道市高須町字オヶ久保に、それぞれ設置するインターチェンジをいい、淡路SAとは兵庫県津名郡淡路町岩屋字大林に設置するサービスエリアをいい、与島PAとは香川県坂出市与島町字西方に設置するパーキングエリアをいう。

- (注3) 神戸西、布施畑又は垂水から淡路SAを經由して神戸西、布施畑又は垂水までの区間を通行する自動車及び東浦、北淡、津名一宮、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門から淡路SAを經由して東浦、北淡、津名一宮、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門までの区間を通行する自動車について、淡路SAまでの料金の額に淡路SAからの料金の額を加算するものとする。
- (注4) 早島、水島又は児島から与島PAを經由して早島、水島又は児島までの区間を通行する自動車及び坂出北又は坂出から与島PAを經由して坂出北又は坂出までの区間を通行する自動車については、与島PAまでの料金の額に与島PAからの料金の額を加算するものとする。
- (注5) 料金の額には、消費税を含む。

別表3 料金の額（通行1回当たり：単位 円）

(1) 瀬戸中央自動車道(早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間)

(軽自動車等)

4,600	4,500	2,400	1,800	1,250	700	350	早島
4,300	4,200	2,100	1,550	1,000	450	水島	450
3,950	3,900	1,750	1,200	650	児島	550	900
3,300	3,250	1,100	550	櫃石島	800	1,250	1,600
2,800	2,700	600	岩黒島	650	1,450	1,900	2,250
2,200	2,100	与島、 与島PA	750	1,400	2,200	2,650	3,000
	坂出北	2,650	3,350	4,050	4,850	5,300	5,600
坂出		2,750	3,500	4,150	4,950	5,400	5,700

(普通車)

(中型車)

6,850	6,750	3,600	2,700	1,900	1,100	550	早島
6,450	6,350	3,150	2,300	1,500	700	水島	750
5,950	5,800	2,650	1,750	950	児島	950	1,500
4,950	4,850	1,700	800	櫃石島	1,350	2,050	2,600
4,150	4,050	900	岩黒島				
3,300	3,150	与島、 与島PA		2,300	3,650	4,350	4,900
	坂出北	4,350		6,650	8,000	8,700	9,250
坂出		4,500		6,850	8,150	8,900	9,450

(大型車)

(特大車)

16,900	16,600	8,700		4,500	2,500	1,300	早島
15,950	15,650	7,800		3,600	1,550	水島	
14,750	14,450	6,600		2,400	児島		
12,350	12,050	4,200		櫃石島			
			岩黒島				
8,150	7,850	与島、 与島PA					
	坂出北						
坂出							

(2) 西瀬戸自動車道(今治インターチェンジ・西瀬戸尾道インターチェンジ間)

(軽自動車等)

5,450	5,200		4,400		3,900	3,150	2,750		2,050	1,050		今 治
5,250	5,050		4,250		3,700	2,950	2,600		1,900	900	今治北	
4,350	4,150		3,350		2,850	2,050	1,700		1,000	馬 島	1,100	1,300
									大島南	1,250	2,350	2,600
3,250	3,050		2,250		1,750	950	600	大島北				
2,800	2,550		1,800		1,250	500	伯方島	750		2,100	3,200	3,450
2,400	2,200		1,400		850	大三島	600	1,200		2,600	3,700	3,900
					生口島南	1,100	1,550	2,150		3,550	4,650	4,850
1,450	1,200		400	生口島北								
			因島南	500		1,750	2,200	2,800		4,200	5,300	5,500
1,000	800	因島北										
300	向 島	1,000		1,500		2,750	3,200	3,800		5,200	6,300	6,500
西瀬戸尾道	400	1,250		1,800		3,000	3,500	4,100		5,450	6,600	6,800

(普通車)

(中型車)

8,150	7,800		6,650		5,850	4,700	4,100		3,100	1,600		今 治
7,900	7,550		6,350		5,600	4,450	3,850		2,850	1,350	今治北	
6,550	6,250		5,050		4,250	3,100	2,550		1,500	馬 島		
									大島南			
4,900	4,600		3,400		2,600	1,450	900	大島北				
4,200	3,850		2,650		1,900	750	伯方島					
3,600	3,300		2,100		1,300	大三島						
					生口島南							
2,150	1,800		600	生口島北								
			因島南									
1,500	1,200	因島北										
500	向 島											
西瀬戸尾道												

(注 1) この表は、櫃石島、岩黒島、与島又は馬島を通行できる自動車として本州四国連絡橋公団が指定したものについて適用する。

(注 2) 早島、水島、児島、与島 P A、坂出北、坂出、今治、今治北、大島南、大島北、伯方島、大三島、生口島南、生口島北、因島南、因島北、向島及び西瀬戸尾道とは別表 2 (注 2) の早島、水島、児島、与島 P A、坂出北、坂出、今治、今治北、大島南、大島北、伯方島、大三島、生口島南、生口島北、因島南、因島北、向島及び西瀬戸尾道をいい、櫃石島とは香川県坂出市櫃石字大浦通に、岩黒島とは同市岩黒字岩黒に、与島とは同市与島町字西方に、馬島とは愛媛県今治市馬島字カメガウラに、それぞれ設置する管理用出入路をいう。

(注 3) 早島、水島、児島又は櫃石島から与島 P A を経由して早島、水島、児島、櫃石島又は岩黒島までの区間を通行する自動車、岩黒島から与島 P A を経由して岩黒島までの区間を通行する自動車及び坂出北又は坂出から与島 P A を経由して坂出北又は坂出までの区間を通行する自動車については、与島 P A までの料金の額に与島 P A からの料金の額を加算するものとする。

(注 4) 料金の額には、消費税を含む。

(2) 瀬戸中央自動車道(早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間)

(軽自動車等)

3,300	3,250	1,700	500	250	早 島
3,100	3,050	1,500	350	水 島	350
2,850	2,800	1,250	児 島	400	650
1,600	1,500	与島P	1,600	1,900	2,150
	坂出北	1,900	3,500	3,800	4,050
坂 出		1,950	3,550	3,900	4,100

(普通車)

(中型車)

4,950	4,850	2,600	800	400	早 島
4,650	4,550	2,300	500	水 島	550
4,300	4,200	1,900	児 島	650	1,050
2,350	2,300	与島P	2,650	3,150	3,550
	坂出北	3,150	5,750	6,250	6,650
坂 出		3,250	5,900	6,400	6,800

(大型車)

(特大車)

12,150	11,950	6,250	1,800	900	早 島
11,500	11,250	5,600	1,100	水 島	
10,650	10,400	4,750	児 島		
5,900	5,650	与島P			
	坂出北				
坂 出					

(3) 西瀬戸自動車道(今治インターチェンジ・西瀬戸尾道インターチェンジ間)

(軽自動車等)

3,900	3,750		3,200		2,800	2,250	2,000		1,500		今 治
3,800	3,650		3,050		2,700	2,150	1,850		1,350	今治北	
									大島南	1,700	1,850
2,350	2,200		1,650		1,250	700	400	大島北			
2,000	1,850		1,300		900	350	伯方島	550		2,300	2,450
1,750	1,600		1,000		650	大三島	450	850		2,650	2,800
					生口島南	800	1,150	1,550		3,350	3,500
1,050	850		300	生口島北							
			因島南	350		1,250	1,600	2,050		3,800	4,000
750	550	因島北									
250	向 島	700		1,100		1,950	2,300	2,750		4,550	4,700
西瀬戸尾道	300	900		1,300		2,150	2,500	2,950		4,750	4,900

(普通車)

(中型車)

5,850	5,650		4,750		4,200	3,400	2,950		2,250		今 治
5,700	5,450		4,600		4,000	3,200	2,800		2,050	今治北	
									大島南	2,800	3,050
3,550	3,300		2,450		1,850	1,050	650	大島北			
3,000	2,800		1,900		1,350	500	伯方島	850		3,850	4,100
2,600	2,350		1,500		950	大三島	700	1,450		4,400	4,650
					生口島南	1,300	1,850	2,550		5,550	5,800
1,550	1,300		450	生口島北							
			因島南	600		2,050	2,650	3,350		6,300	6,550
1,100	850	因島北									
350	向 島	1,200		1,800		3,250	3,800	4,550		7,500	7,750
西瀬戸尾道	500	1,500		2,100		3,600	4,150	4,850		7,800	8,050

(大型車)

(特大車)

14,300	13,750		11,650		10,300	8,250	7,300		5,500		今 治
13,900	13,350		11,250		9,900	7,850	6,850		5,050	今治北	
									大島南		
8,550	8,000		5,950		4,550	2,500	1,550	大島北			
7,300	6,750		4,650		3,300	1,250	伯方島				
6,300	5,750		3,650		2,300	大三島					
					生口島南						
3,700	3,200		1,100	生口島北							
			因島南								
2,650	2,100	因島北									
800	向 島										
西瀬戸尾道											

(注1) 神戸西、布施畑、垂水、淡路、淡路SA、東浦、北淡、津名一宮、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北、鳴門、早島、水島、児島、与島PA、坂出北、坂出、今治、今治北、大島南、大島北、伯

方島、大三島、生口島南、生口島北、因島南、因島北、向島及び西瀬戸尾道とは、別表2（注2）の神戸西、布施畑、垂水、淡路、淡路SA、東浦、北淡、津名一宮、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北、鳴門、早島、水島、児島、与島PA、坂出北、坂出、今治、今治北、大島南、大島北、伯方島、大三島、生口島南、生口島北、因島南、因島北、向島及び西瀬戸尾道をいう。

- （注2） 神戸西、布施畑又は垂水から淡路SAを経由して神戸西、布施畑又は垂水までの区間を通行する自動車及び東浦、北淡、津名一宮、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門から淡路SAを経由して東浦、北淡、津名一宮、洲本、西淡三原、淡路島南、鳴門北又は鳴門までの区間を通行する自動車について、淡路SAまでの料金の額に淡路SAからの料金の額を加算するものとする。
- （注3） 早島、水島又は児島から与島PAを経由して早島、水島又は児島までの区間を通行する自動車及び坂出北又は坂出から与島PAを経由して坂出北又は坂出までの区間を通行する自動車については、与島PAまでの料金の額に与島PAからの料金の額を加算するものとする。
- （注4） 料金の額には、消費税を含む。

別表5 料金の額（通行1回当たり：単位 円）

（1） 瀬戸中央自動車道(早島インターチェンジ・坂出インターチェンジ間)
（軽自動車等）

3,300	3,250	1,700	1,300	900	500	250	早島
3,100	3,050	1,500	1,100	700	350	水島	350
2,850	2,800	1,250	850	450	児島	400	650
2,400	2,300	800	400	櫃石島	600	900	1,150
2,000	1,950	400	岩黒島	500	1,050	1,350	1,600
1,600	1,500	与島、 与島PA	550	1,000	1,600	1,900	2,150
	坂出北	1,900	2,450	2,900	3,500	3,800	4,050
坂出		1,950	2,500	3,000	3,550	3,900	4,100

（普通車）

（中型車）

4,950	4,850	2,600	1,950	1,350	800	400	早島
4,650	4,550	2,300	1,650	1,100	500	水島	550
4,300	4,200	1,900	1,250	700	児島	650	1,050
3,600	3,500	1,200	550	櫃石島	950	1,500	1,900
3,000	2,900	650	岩黒島				
2,350	2,300	与島、 与島PA		1,650	2,650	3,150	3,550
	坂出北	3,150		4,800	5,750	6,250	6,650
坂出		3,250		4,900	5,900	6,400	6,800

（大型車）

（特大車）

12,150	11,950	6,250		3,250	1,800	900	早島
11,500	11,250	5,600		2,600	1,100	水島	
10,650	10,400	4,750		1,750	児島		
8,900	8,700	3,050		櫃石島			
			岩黒島				
5,900	5,650	与島、 与島PA					
	坂出北						
坂出							

(2) 西瀬戸自動車道(今治インターチェンジ・西瀬戸尾道インターチェンジ間)

(軽自動車等)

3,900	3,750		3,200		2,800	2,250	2,000		1,500	750		今 治
3,800	3,650		3,050		2,700	2,150	1,850		1,350	650	今治北	
3,150	3,000		2,400		2,050	1,500	1,200		700	馬 島	800	950
									大島南	900	1,700	1,850
2,350	2,200		1,650		1,250	700	400	大島北				
2,000	1,850		1,300		900	350	伯方島	550		1,500	2,300	2,450
1,750	1,600		1,000		650	大三島	450	850		1,850	2,650	2,800
					生口島南	800	1,150	1,550		2,550	3,350	3,500
1,050	850		300	生口島北								
			因島南	350		1,250	1,600	2,050		3,050	3,800	4,000
750	550	因島北										
250	向 島	700		1,100		1,950	2,300	2,750		3,750	4,550	4,700
西瀬戸尾道	300	900		1,300		2,150	2,500	2,950		3,950	4,750	4,900

(普通車)

(中型車)

5,850	5,650		4,750		4,200	3,400	2,950		2,250	1,150		今 治
5,700	5,450		4,600		4,000	3,200	2,800		2,050	950	今治北	
4,700	4,500		3,650		3,050	2,250	1,850		1,100	馬 島		
									大島南			
3,550	3,300		2,450		1,850	1,050	650	大島北				
3,000	2,800		1,900		1,350	500	伯方島					
2,600	2,350		1,500		950	大三島						
					生口島南							
1,550	1,300		450	生口島北								
			因島南									
1,100	850	因島北										
350	向 島											
西瀬戸尾道												

(注1) この表は、櫃石島、岩黒島、与島又は馬島を通行できる自動車として本州四国連絡橋公団が指定したものについて適用する。

(注2) 早島、水島、児島、櫃石島、岩黒島、与島、与島PA、坂出北、坂出、今治、今治北、馬島、大島南、大島北、伯方島、大三島、生口島南、生口島北、因島南、因島北、向島及び西瀬戸尾道とは別表3(注2)の早島、水島、児島、櫃石島、岩黒島、与島、与島PA、坂出北、坂出、今治、今治北、馬島、大島南、大島北、伯方島、大三島、生口島南、生口島北、因島南、因島北、向島及び西瀬戸尾道をいう。

(注3) 早島、水島、児島又は櫃石島から与島PAを経由して早島、水島、児島、櫃石島又は岩黒島までの区間を通行する自動車、岩黒島から与島PAを経由して岩黒島までの区間を通行する自動車及び坂出北又は坂出から与島PAを経由して坂出北又は坂出までの区間を通行する自動車については、与島PAまでの料金の額に与島PAからの料金の額を加算するものとする。

(注4) 料金の額には、消費税を含む。